令和８年度郡山市農業奨励賞表彰実施要領

１　目的

本市において先進的な取組や、本市農林水産業への貢献度の高い取組を行っている個人および団体に対し、郡山市農業奨励賞としてこれを表彰することにより、取組に対する意欲の高揚と、先進的な取組の普及および市民への周知により理解を高めることで、本市農林水産業の振興と発展に資することを目的とする。

２　表彰対象及び基準

表彰の対象となる者は、次の各号に掲げる要件に該当するもので、かつ、別紙郡山市農業奨励賞表彰基準（以下表彰基準とする）に掲げるすべての要件に該当するものとする。

（１）　郡山市内に住所を有する農業者および農業法人、団体等とし、本年度において特に、先進的な取り組みを行っていること。

（２）　郡山市の農林水産業の発展への貢献度が高い、個人及び団体であること。

３　推薦等手続

別表第１に定める団体等は、表彰基準を満たしているものがあるときは、郡山市農業奨励賞推薦書（別紙様式）により市長に推薦する。

４　被表彰者の決定

市長は、前項の規定により推薦書の提出を受けたときは、別表第２に定める団体から意見を聴取し被表彰者を決定する。

５　表彰

前項により決定した被表彰者に対し、郡山市農業奨励賞として表彰状及び副賞を授与し、表彰を行う。

（１）　表彰は市長が定める日に行う。ただし郡山市農業賞表彰と併せて行う。

（２）　表彰対象（個人及び団体等）に対し、以下部門等を設けることができる。

「ビジネス部門」、「先進的取組部門」、「若手農業者部門」、「地域活性化・貢献部門」

附　則

この要領は、令和８年４月９日から施行する。

（別紙）

郡 山 市 農 業 奨 励 賞 表 彰 基 準

郡山市農業奨励賞の表彰基準は、次のとおりとする。

1　取り組みが先進的であり、他の模範となる内容であること。

2　本市の農林水産業の発展において、貢献度が高い取り組みを行っていること。

3　農業者であるかは問わない。

別表第１（第３項関係）

団体等一覧

団　体　等　名	住　　所
福島さくら農業協同組合 郡山統括センター	963-8024 朝日二丁目 14－７
福島県農業共済組合 中央支所	963-8025 桑野二丁目１－15
福島県酪農業協同組合	969-1103 本宮市仁井田字一里壇 17
郡山市森林組合	963-0213 逢瀬町多田野字本郷 228
南東北たばこ耕作組合	963-4312 田村市船引町船引字上江 172-21
郡山市認定農業者協議会	963-8601 朝日一丁目 23－７
郡山農業青年会議所	同上
郡山市指導農業士会	963-8540 麓山一丁目１－１ 福島県県中農林事務所 農業振興普及部内
郡山市青年農業士会	同上
郡山市農商工部農業生産流通課	963-8601 朝日一丁目 23－７
郡山市農商工部農林基盤整備課	同上
郡山市農商工部産業雇用政策課	同上
郡山市農業委員会事務局	同上
その他関係機関等	

別表第２（第４項関係）

郡山市農業奨励賞意見聴取団体名簿

福島県県中農林事務所
福島県中央家畜保健衛生所
郡山市農業委員会
福島さくら農業協同組合 郡山統括センター
福島県酪農業協同組合
福島県農業共済組合 中央支所
郡山市森林組合
南東北たばこ耕作組合
郡山市